



福岡県中小企業者等月次支援金（5月・6月分）は 8月31日（火）までにお申し込みください！

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が減少した中小企業者等の事業継続を支援するため、6月18日（金）から、「福岡県中小企業者等月次支援金」の申請を受け付けています。

本支援金の5月・6月分の売上にかかる申請受付は8月31日（火）までとなっています。申請をご検討されている事業者の皆様は、お早めにお申込みいただきますよう、お願ひいたします。

1 対象者、給付額、申請期間、申請要件等
別紙のとおり

2 申請方法
Web上の申請を基本とします。

■申請先 <http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

福岡県中小企業者等月次支援金 

検索



Web上の申請が困難な方のために、郵送での申請も受け付けます。
郵送申請書類をご希望の方は下記センターへご連絡ください。

3 お問い合わせ先
福岡県中小企業者等月次支援金 コールセンター（平日9時～17時）
TEL：0120-876-866